

第7章 管理・運営

第1節 管理・運営の基本方針

旧沼津御用邸苑地を次世代へ良好な状態で継承するため、名勝としての価値を関係機関で共有し、各機関の実施する事業の調整を図る。また、地域住民等との連携体制を構築する。

第2節 管理運営体制

第1項 指定地の管理運営体制

旧沼津御用邸苑地の保存と活用には、沼津御用邸記念公園を所管する緑地公園課以外の多くの部署が関わっており、各課の連携が不可欠である。

また、指定地を含む沼津御用邸記念公園は指定管理者制度を導入しているため、現地の管理運営は指定管理者が行っており、連携が求められる。

第2項 関係団体との連携体制

〔表 7-1〕 関係各課及び管轄内容

担当部署	内 容
沼津市教育委員会文化振興課	文化財の管理、現状変更等の手続き
沼津市都市計画部緑地公園課	都市公園の管理運営、松林の維持管理（枯死木撤去）
沼津市産業振興部農林農地課	松林の維持管理（樹幹注入・薬剤散布）
沼津市産業振興部観光戦略課	観光の振興
沼津市企画部広報聴課	情報の発信
沼津市財務部資産活用課	建造物の法定点検

①所有者等との連携

沼津市は指定地の所有者である財務省、また隣接地の所有者である国土交通省と連携体制を構築し、情報の共有と事業の調整を図る。

②指定管理者との連携

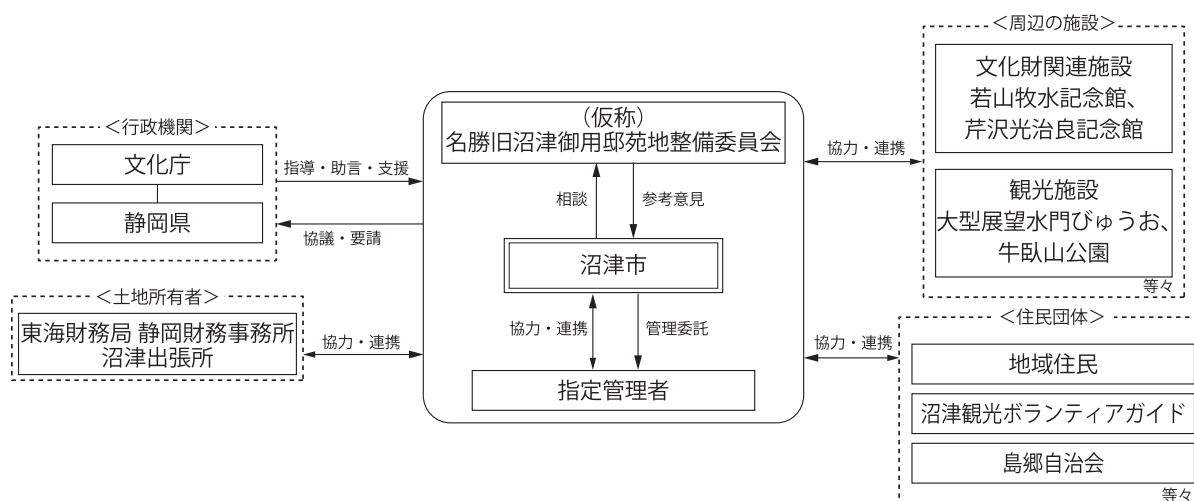
指定地を含む沼津御用邸記念公園を管理運営する指定管理者と連絡体制を強化し、情報共有と事業の調整を徹底する。

③地域住民等との連携

地域住民や公園利用者との意見交換の場を設け、地域住民等と連携して旧沼津御用邸苑地を管理運営する。

④（仮称）名勝旧沼津御用邸苑地整備委員会の設置

保存活用を図り、整備を進めるためには、有識者からの助言・指導が必要となることから、旧沼津御用邸苑地の整備に関する計画を策定するための委員会を設置する。



[図 7-1] 管理運営体制

第3節 防災計画

第1項 想定される災害と備え

旧沼津御用邸苑地で発生する可能性のある災害は、下記のとおりである。

- 台風・豪雨：倒木、枯枝等の飛散、建造物や構造物の破損等
- 地震・津波：倒木、建造物や構造物の倒壊、地割れ等
- 落雷：倒木、枝折れ、樹木や建造物の損傷・火災等
- 人災：失火による樹木や建造物の火災、接触による建造物や構造物の破損等

これらの災害を未然に防止するためには、定期的な見まわりのほか、日常的な点検や不安要素の改善が必要である。

第2項 台風・豪雨等による災害発生時の対応

台風が接近した場合、倒木や枯枝の飛散、建造物や構造物の破損の危険性がある。これらは、文化財の破損につながることから、樹木、建造物や構造物の点検を行い、事前に対策を施しておく必要がある。また、警報の発令時には閉園の検討を行う。

さらに豪雨が予測される場合には、建造物への浸水被害を防止する必要があることから、土嚢設置等の対策を行う。

そして災害が収まった際には苑地の点検を行い、被害状況を早期に把握する必要がある。被害が確認された場合には、まずは安全を確保し、復旧に向けて必要な手続きを進める。

第3項 地震・津波発生時の対応

建造物や構造物の耐震診断を実施し、診断結果に基づく保存修理を行う。また、地震発生時の避難計画を策定する。

地震が発生した場合、指定管理者が取るべき行動を以下に整理する。これらは関係者で共有し、定期的に避難訓練を実施する。苑地から最も近い津波避難ビルは瀬尾記念・慶友病院である。

- ①来園者の安全確保と避難誘導
- ②所管課その他関係機関への連絡
- ③倒木及び倒壊の危険がある場合は、樹木及び建造物や構造物周辺への立入りを制限する
- ④柱の傾斜や屋根の損壊など建造物や構造物の破損を確認した場合は、支柱や養生シート等による応急処置を施す
- ⑤建造物に延焼の危険がある場合は、消火活動に努める

第4項 火災発生時の対応

苑地内の主要な建造物は木造であり、延焼する可能性がある。ただし、苑地内の建造物と周囲の住宅地には一定の距離があり、苑地外からの延焼の可能性は低いと考えられる。苑地内では、樹木等への落雷や放火などを原因とする火災が発生する恐れがある。放火については、見まわりによる警備や可燃性物品の整理整頓を行い、日常的に警戒を怠らないことが重要である。

現在、建物内には感知器及び自動火災報知機、消火栓を設置するとともに、防火管理者を選任し、防火管理業務を実施している。また、防犯対策として、建物周辺を中心に防犯カメラ及び防犯灯を設置している。